

す^{広報}おう大島



～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

7 月号

2025(令和7)年
No.250



6月28日 久賀のなむでん踊りの奉納

廃校舎等利活用者を募集します

周防大島町では、学校の統廃合により廃校となった校舎等（以下、「廃校舎等」という。）について、貸付によって有効活用を図るため、利活用希望者を募集します。

ご希望の方は、次の内容を確認のうえ、応募ください。

応募資格

法人または任意団体で、以下のいずれにも該当しない者

対象物件等

旧学校名	閉校年月	種別	建築年	構造	面積	補助省庁
旧城山小学校	R5.3	校舎	S53	RC 2階	929 ㎡	文部科学省
			H4	RC 1階	537 ㎡	防衛省
			H5	RC 2階	41 ㎡	防衛省
		体育館	S56	RC 1階	680 ㎡	文部科学省
		グラウンド	—	—	3,738 ㎡	—
旧棕野小学校	H23.3	校舎	H5	RC 3階	1,290 ㎡	防衛省
	注意事項：校舎は高圧受変電設備、給排水設備等の整備が必要。グラウンドは災害時、仮設住居優先建設土地となっているが、駐車場等での貸し出しは可能（有償）。					
旧情島小中学校	R5.3	校舎	S34	W 2階	290 ㎡	文部科学省
			S34	W 2階	79 ㎡	文部科学省
			S52	RC 3階	756 ㎡	文部科学省
		調理場	H13	S 1階	82 ㎡	防衛省
		住宅棟	H13	S 3階	421 ㎡	文部科学省
		グラウンド	—	—	856 ㎡	—
		注意事項：電気設備、浄化槽設備の整備が必要。				

※ RC：鉄筋コンクリート造、W：木造、S：鉄骨造

※対象の建物は現状での貸し付けとなっており、町で改修する予定はありません。

(1) 法人等の役員等が暴力団員等または暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有している者

(2) 成年被後見人、被保佐人等契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者

(3) 国税および地方税等を滞納している者

(4) 宗教活動や政治活動に利用する目的の者

利用条件等

(1) 学校が地域の中核的な公共施設であつたことを踏まえ、地域の活性化や振興発展に貢献できるよう、地域の活性化や雇用促進につながる活用であること

(2) 地域住民との融和に努めるとともに、地域住民から施設の部分使用を希望された際には、使用について配慮すること

(3) 災害時等の避難所として使用することについて町と協議すること

(4) 地域への環境に配慮し、適正な維持管理に努めること

(5) 事業を10年以上継続すること

提出書類

(1) 廃校舎等利活用申込書【様式1】

(2) 廃校舎等利活用事業計画書【様式2】

(3) 申込者概要書【様式3】

(4) 誓約書【様式4】

応募内容の取り扱い

すべての応募内容について、検討委員会で審査した後、所定の事務手続きを経て利活用者を決定します。（応募が

あつたことをもって、そのまま契約につながるものではありませんので、あらかじめご了承ください。）

募集期間

8月29日(金)まで（必着）

応募方法

提出書類を町のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、郵送または最寄りの役場窓口へご提出ください。

現地見学および質問事項

募集期間中、見学を希望される場合は事前にご連絡ください。また、質問事項につきましては、電子メールにてご提出ください。

※募集の詳細内容につきましては、町のホームページをご確認ください。

応募・問い合わせ

〒742-2512

周防大島町平野269-44

周防大島町教育委員会 総務課

☎0820(78)0700

✉kyoi@town.suo-oshima.lg.jp

◀写真上から旧城山小学校、旧棕野小学校、旧情島小中学校



国民健康保険税の税率・賦課限度額・ 軽減判定の基準が変わります

国民健康保険（国保）について

国民健康保険（国保）は、後期高齢者や職場などで健康保険に入っている人以外は、誰もが入ることを義務付けられています。国民健康保険に加入すると、4月1日を基準日として、世帯ごとに国民健康保険税が課税されます。
軽減判定の基準が変更となりました※¹
令和7年4月1日施行の地方税法施行令により、次のとおり国民健康保険税について、軽減判定基準の見直しを行います。

軽減に該当する世帯は、その所得に応じて均等割額・平等割額が軽減されます。ただし、世帯の中に18歳以上で所得が不明な人（未申告者）がいると、軽減の判定ができないため、所得の有無に関わらず、毎年申告をしてください。（軽減判定には世帯主・特定同一世帯所属者の所得が含まれます）

税率・賦課限度額の変更※²

医療分の税率および医療分・後期高齢者支援金分の賦課限度額が変更となりました。

資格の取得・喪失は必ず届出を

社会保険等の資格を取得・喪失したときは必ず届出をしてください。事業

所から周防大島町への連絡はありませんので、必ず健康増進課または各総合支所・出張所で手続きをしてください。

※¹ 軽減判定所得

軽減割合		世帯の前年中の所得（世帯主等を含む）
7割軽減	改正なし	[43万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）] 以下
5割軽減	改正後	[43万円＋（被保険者数と特定同一世帯所属者数）×30万5千円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）] 以下
	改正前	[43万円＋（被保険者数と特定同一世帯所属者数）×29万5千円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）] 以下
2割軽減	改正後	[43万円＋（被保険者数と特定同一世帯所属者数）×56万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）] 以下
	改正前	[43万円＋（被保険者数と特定同一世帯所属者数）×54万5千円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）] 以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険制度への移行により国民健康保険の資格を喪失した人で、喪失日以降も継続して同じ世帯に属する人です。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件です。

※² 令和7年度 国民健康保険税税率表

課税対象額	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	7.7% (改正前 8.9%)	3.1%	2.9%
均等割	27,200 円 (改正前 27,400 円)	8,900 円	9,300 円
平等割	23,900 円 (改正前 25,800 円)	8,900 円	7,000 円
賦課限度額	66 万円 (改正前 65 万円)	26 万円 (改正前 24 万円)	17 万円

※介護分は、40歳以上65歳未満の人が対象となります。

問い合わせ

- 保険税について
税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008
- 資格について
健康増進課 医療保険班 ☎ 0820-73-5502



手続きに必要なもの

加入の場合

- (1) 取得の事由を証するもの
(社会保険喪失証明書等)

喪失の場合

- (1) 資格確認書または資格情報のお知らせ
- (2) 喪失の事由を証するもの
(現在加入中の資格確認書の写し等)

納税通知書の送付

令和7年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に7月中旬に発送していますので、届きましたら内容を確認してください。加入者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

介護保険課からのお知らせ

☎ 介護保険課 介護保険班

☎ 0820 (73) 5503

介護保険負担限度額の認定

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けている人は、居住費と食事の全額を本人負担していただくことになっていますが、次の要件を満たす人について、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度です。

対象者

市町村民税非課税世帯の人で、次の要件をすべて満たす人。

- (1) 配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること
- (2) 本人および配偶者の預貯金等が基準額以下であること

【預貯金等の基準額】

年金収入等（非課税年金を含む公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額）の年額が

- (1) 80万円 ※ 以下の場合、単身650万円、夫婦1650万円
- (2) 80万円 ※ 超120万円以下の場合、単身550万円、夫婦1550万円
- (3) 120万円超の場合、単身500万円、夫婦1500万円
- (4) 2号被保険者の場合、単身1000万円、夫婦2000万円

※ 令和7年8月から80万9千円に変更

手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。また、申請の際には、預貯金通帳等の写し（本人および配偶者の所有すべて）が必要となります。

社会福祉法人等による利用者負担軽減

山口県知事、周防大島町長に社会福祉法人等による利用者負担軽減実施の申し出をした施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

対象者

市町村民税非課税世帯の人で、次の要件をすべて満たす人。

- (1) 年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- (2) 預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- (3) 日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (5) 介護保険料を滞納していないこと

対象となるサービス

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 短期入所生活介護、通所介護、訪問介護

※ 利用者負担軽減実施の申し出をした社会福祉法人等が運営する施設等に限りです。

負担軽減の割合

- ・ 利用者負担額は、1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の25
- ・ 老齢福祉年金受給者の利用者負担額は、1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の50

手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。



国民健康保険税の子どもの均等割額が軽減されます

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者）にかかる国民健康保険税の均等割額の5割を軽減します。

令和7年度については、平成31年4月2日以降に生まれた人が対象です。

なお、前年の所得が一定基準以下の世帯で、均等割額の軽減が適用となる場合は、その適用後の均等割額より更に5割軽減します。

※ 条件に該当する場合、自動的に軽減判定の対象とするため、申請は不要です。

問い合わせ

税務課課税第1班
☎ 0820 (74) 1008



福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）およびちびっ子・中学生・高校生等医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

受給者証の交付を受けている人については、今年度から更新手続きを省略し、7月下旬に新しい受給者証を送付します。今お使いの受給者証の有効期限は、令和7年7月31日までになりますので、令和7年8月1日からは新しい受給者証をお使いください。

ただし、次の人は申請が必要です。

乳幼児医療費助成制度（県制度）

(1) 年齢要件

0歳～小学校就学前まで

(2) 所得要件

税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

ちびっ子医療費助成制度（町制度）

(1) 年齢要件

0歳～小学校就学前まで

（県制度非該当の人）

(2) 所得要件

なし

※小学校就学後は、今年度から更新手続きが省略されます。

ひとり親家庭医療費助成制度（県制度）

(1) 世帯要件

・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童

・父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

(2) 所得要件

市町村民税所得割非課税世帯（同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なします。）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

※父母の令和7年度住民税等の申告が必要で、（収入がない人も申告が必要です。）

対象になると思われる人には、6月に更新申請書を送付しておりますので、

福祉課または最寄りの支所・出張所で7月中に申請の手続きをしてください。
手続きに必要なもの

（次のいずれか1つ）

・マイナ保険証とマイナポータルにある医療保険の資格情報画面を印刷したもの

・資格確認書の写し

・資格情報のお知らせの写し

・有効期限内の従来の健康保険証の写し

○加入している医療保険の変更または資格喪失した場合や、町内での住所や氏名を変更した場合は、変更の手続きが必要になりますので、お知らせください。



「社会を明るくする運動」 強調月間

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強化月間です。期間中、周防大島町社会を明るくする運動推進委員会（委員長…藤本浄孝町長）・大島保護区保護司会・大島地区更生保護女性会等により、啓発行動として町内で啓発街宣を行います。

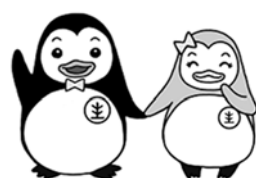
また、啓発活動や「社会を明るくする運動中学校生徒の主張発表大会」、町内小中学校を対象とした「社会を明るくする運動作文コンテスト」なども行います。

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の改善更生に理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505



更生ペンギンの
モゴちゃん[㊟]とサラちゃん[㊤]

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

現在交付されている国民健康保険および後期高齢者医療の減額認定証等の有効期限は令和7年7月31日までです。

国民健康保険の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの人

令和7年8月以降も認定要件に該当する人で、マイナ保険証を登録していない人には、6月下旬に「申請書」（更新用）を送付していますので、8月29日（金）までに更新の手続きを行ってください。（認定証は申請した月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請されまると、認定されない月が生じることになります）

なお、現在「区分オ」または「区分Ⅱ」に該当する人で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合、長期入院該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

後期高齢者医療の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの人

現在、認定証をお持ちの人で、令和7年8月以降も該当する人は、7月31日までに限度区分を記載した新しい資格確認書を郵送します。この資格確認書を提示することで窓口負担が抑えられます。（自動更新のため手続きの必要はありません）

なお、現在「区分Ⅱ」に該当する人で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合、長期入院該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

申請場所

健康増進課医療保険班、各総合支所または各出張所申請に必要なもの

保険証、マイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類

現在、「区分オ」、「区分Ⅱ」

の減額認定証に該当する人で過去12カ月以内の入院日数合計が91以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない人（未申告）がいる場合、認定証等を発行できないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いいたします。

◇マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。減額認定証等の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください（長期入院該当はマイナ保険証の登録有無にかかわらず申請が必要です）。

問い合わせ

健康増進課医療保険班

☎ 0820（73）5502

スマートフォンに関するお悩みを解決します！

令和8年3月末の3G回線サービス終了に伴い、4G回線未対応の折り畳み携帯電話（ガラケー）は利用できなくなります。そのためスマートフォンへの移行を考える中で、どんな機種があるのか、料金はどのくらいなのかといった不安を感じている人も多いと思います。

そのような不安を解消するため、スマートフォンに関する相談会を次のとおり開催しますので、ぜひこの機会にお気軽にご相談ください。

また、ご自宅で受講できる訪問型のスマホ教室も開講しています。操作方法や分からないことを自分のペースで学んでいただけます。スマートフォンを初めて使う人でも安心してお使いいただけるようサポートしていきます。



日にち	場所	相談時間	申し込み
8月6日（水）	久賀総合センター	11時～16時 ※最終受付は15時まで	相談会当日にスムーズなご案内ができるよう電話にてご予約をお願いいたします。なお、当日受付も可能です。
8月8日（金）	東和総合センター		

申し込み・問い合わせ 政策企画課 DX推進班 ☎ 0820-74-1007

町税の滞納処分を強化しています

税負担の公平性を確保するために

税金の滞納はありませんか？

税金は納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。町では、税を納めていただいている人との公平性を保つ

ために、また重要な自主財源の確保のためにも、滞納処分をより強化しています。なお、

本年度も専門知識を有した山口県税務課職員とともに町税を徴収する併任徴収制度を実施します。

滞納のある人は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。



▲自動車のタイヤロック

●納税方法のご相談、納期限までの納付に困り等、納税のご相談は税務課徴収対策班へご連絡ください。

滞納処分の流れ

①督促・催告

自主納付をお願いする文書、電話等による督促・催告を行います。また、督促手数料のほかに、納期限の翌日から納付した日までの期間に応じ延滞金が増算されます。

②財産調査

①の指定期日までに納付がない人は、地方税法、国税徴収法の規定に基づき財産（預貯金・給与・生命保険・売掛等債権、不動産、組合等の出資金など）の調査を行います。

③差押

調査により発見した財産を差し押さえます。自動車などにはタイヤロックを実施します。

④搜索

高額滞納者の居宅、事務所を財産調査のため搜索し、財産があれば差し押さえを行います。税徴収のための搜索は裁判所の令状を必要としません。

⑤公売・換価充当

差し押さえた財産は公売（売却）等により換価（現金化）し、滞納金に充当します。

滞納処分等の実績（令和4年度～令和6年度まで）

◇財産調査	879件
◇差押	59件

税務課 徴収対策班 ☎ 0820-74-1008

令和7年度 大島商船高等専門学校 公開講座

大島商船高等専門学校では、さまざまな分野の公開講座を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

講座科目	日時・期間	対象	定員	受講料	申込期限
夏休みの自由研究テーマにいかがですか？ 電気とプラズマの関係	7月30日(水) 13:00～15:30	小・中学生	5人	無料	7月21日(月)
夏休みの自由研究テーマにいかがですか？ 日常生活で良く目にする、あれを拡大して見てみよう！	8月1日(金) 13:00～15:30	小・中学生	5人	無料	7月22日(火)
マイクロビットでプログラミング入門！ with コンピュータ部	8月8日(金) 13:00～16:00	小学校5年生～中学生	6人	3,000円	7月25日(金)
ロボットの組み立てとマイコンプログラミングによる 自動運転体験	8月21日(木) 9:30～15:30	中学生（経験者） 高校生以上	6人	5,400円	8月4日(月)
"水上オートバイで人命救助"PWCレスキュー体験講座	9月7日(日) 10:00～15:00	一般の方	9人	5,400円	8月22日(金)

※いずれの講座も先着順となります。

※詳しくは、大島商船高専のホームページをご確認ください。（「大島商船 地域の方へ」で検索）

開催場所・問い合わせ 大島商船高等専門学校 総務課 ☎ 0820-74-5521



ハワイ移民の生活用具

周防大島町文化財保護審議会委員 中野 行真

明治18年、労働力不足に悩むハワイ王国から農業移民を依頼され、第1回官約移民が実施されると、明治27年の第26回までの9年間で29069人の日本人が海を渡った。そのうちの4000人が大島郡出身者であった。その後、アメリカ本土へも移民ができるようになる、ハワイからアメリカ本土に渡る人、直接日本から渡航する人も出て、大正5年の時点でハワイに3912人、アメリカ本土に1036人が大島から移住していた。そうした移民の中には、契約終了後に帰国して故郷へ家を建てたり、海外から大島の学校や社寺に寄付を行い故郷の発展に協力した人もいた。

西屋代上片山の日本ハワイ移民資料館は、そうした移民者のひとりであった福元長右衛門が大正14年に帰国した後、建てた住宅である。館内にはハワイ移民や出稼ぎに赴いた人々が使用した民具類や、また福元長右衛門が帰国後にアメリカでの生活をしのびながら使用した民具類が収められている。

ハワイに赴いた人々は、その多くがサトウキビ栽培に関する農業移民で

あった。館内に展示されているケーンナイフは、サトウキビの収穫の際に用いたものである。人々は着物やそろばん、子どもの教育用の教科書を始めた。さまざまな物品を日本から取り寄せて使用したほか、現地の物品を用いて日々の生活を送っていた。資料館入り口に展示されている木臼もそうしたものの一つである。臼はハワイに生えるオヒアの木で作られたもので、ときに日本を懐かしみながら餅をつくのに使用したものである。

次第に日本人移民が増えていくなか、現地でも醤油や日本酒の製造が始まる一方で、ハワイの生活スタイルになじむ人々もいた。オーブンや洋式食器を用いてワッフルやホットケーキを焼き、アイスクリームを食べ、ときにはピアノに親しむといった生活である。資料館には福元長右衛門が帰国の際に持ち帰ったそのような器具も展示してある。



◀オヒアで製作された木臼（日本ハワイ移民資料館オープン時にハワイ島ヒロ市の浄土宗明照院より寄贈）



▶ワッフル焼き器

人権擁護委員の活動紹介 (人権の花)

人権擁護委員は、「人権の花」運動を推進しています。

「人権の花」運動は、小学生が花を育てることにより、命の大切さや思いやりなど、基本的な人権を尊重する精神を育むことを目的として行われている運動です。

今年度は、東和小学校に「人権の花」としてヒマワリやマリーゴールドを贈呈し、大切に育てられています。

福社課 民生福祉班

☎0820(77)5505



▲「人権の花」贈呈式の様子（東和小学校）

7月20日(日)は 第27回参議院議員通常選挙 の投票日です

○浮島地区（江ノ浦・樽見投票区）は、繰上投票となるため、7月19日(土)が投票日です。
○期日前投票所や当日の投票所については、投票所入場券をご覧ください。

この選挙は私たちの代表を決める大切な選挙です
あなたの一票を正しく使いましょう

児童巡回相談

日 時 8月26日(火)
午前10時30分～午後4時30分
場 所 たちばなケアプラザ
相談内容 18歳未満の児童に係る育成相談、
障害相談、養護相談、非行相談、そ
の他児童養育上困っていること
相 談 員 岩国児童相談所 児童福祉司・児童心理司
定 員 3人 ※要予約・先着順
問 福 祉 課 ☎ 0820-77-5505

海水浴以外の瀬戸内海レジャー



今年も6月1日からアロハビズが始まり、色とりどりの華やかなアロハシャツをさまざまな場所で見ることができ、島内が南国ムードに包まれます。

周防大島観光協会でも、カウアイ島との姉妹島縁組の締結記念日である6月22日から「着て来て ALOHA」キャンペーンがスタートしました。

キャンペーンの加盟店では、アロハシャツを着て来られたお客さまにちょっとしたサービスのおもてなしをいたします。ぜひ、この機会にアロハシャツを着て来て「瀬戸内のハワイ」を満喫ください。

アロハシャツやフラと共に夏の周防大島といえば海水浴ですが、レジャーの多様化や少子化が進んだ影響から海水浴客は年々減少傾向で、全国的にも20年足らずで4分の1以下となり、海水浴場の数も30年前に比べると約7割まで減っています。

加えて熱中症警戒アラートや紫外線対策などが当たり前となり、夏に海へ行く生活様式が薄れていく昨今において、この先も海水浴を目的とした観光誘客は難しい状況です。

しかし、海水浴以外にも海にはいろんな遊び方や楽しみがあり、周防大島近海ではボートフィッシングをはじめ、SUPやカヤックなどのパドルスポーツ、ニホンアワサンゴの群生地でのファンダ

イビングなどを楽しむことができます。

片添ヶ浜海水浴場では6月28日に山口県内で最も早く海開きを迎え、同時開催のビーチクリーンとSUP体験で盛り上がりました。

マリナクティビティの拠点として片添ヶ浜海水浴場は素晴らしい環境であり、周辺にはキャンプ場やグランピング、RVパークなどのアウトドア施設も充実しています。さらに夜になれば満天の星がキラキラと瞬き、ビーチからの星空観賞も素敵です。

海水浴場として誘客できるのは夏の2ヶ月ほどですが、周防大島と瀬戸内海を楽しんでいただけるよう、季節を問わず楽しめるさまざまなマリナクティビティを提案していきたいと思います。



問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820-72-2134

周防大島町の話題



▲一列になり植えていく園児とJ A女性部、職員の皆さん

食の大切さを学ぶ

6月5日、中保育園の園児とJ A山口県周防大島統括本部の職員や女性部のみなさんで田植えを行いました。

これはJ A女性部の人たちが中心となって15年以上行っている行事で、田植え機などを使用せずひとつひとつ手で植えることによって、農業の大変さや食の大切さを経験することのできる貴重な機会となっています。

今後、10月頃には稲刈りを行い、育てたお米をおにぎりにして食べる予定です。

戦艦陸奥慰霊祭

82年前の昭和18年6月8日に、不慮の爆発により伊保田沖に沈んだ戦艦「陸奥」の殉難将兵慰霊祭が、爆沈の日と同じ6月8日に、油田農村環境改善センターで行われました。

慰霊祭は東和陸奥顕彰会の主催で行われているもので、全国から遺族や関係者約80人が参列しました。

式では顕彰会会長の藤本町長による追悼のことばや町内の詩吟同好会「れん」の皆さんによる詩吟の奉納など、犠牲者への冥福と平和への祈りを捧げました。



▲顕彰会会長としてあいさつする藤本町長



▲キックオフ前にフラダンスを踊るラファロハの子どもたち

レノファ山口 周防大島町ホームタウンデーでPR

6月15日、山口市の維新みらいふスタジアムで行われたJ2サッカーリーグ、レノファ山口のホームゲームに合わせて、周防大島町ホームタウンデーが開催されました。

野外に特設で設置されたブースでは、周防大島にあるフラチーム、ラファロハとホクレレ・ホアによるフラダンスの披露や、観光PRやグッズ販売などを行い、試合開始前のスタジアム内では、藤本町長による周防大島町の紹介など、会場に集まった観客の皆さんに周防大島の魅力を伝えました。

民生委員児童委員の活動紹介 (東和地区協議会)

東和地区民生委員児童委員は東和ケア会議※との情報交換会を年2回開催し、地域福祉の推進に寄与しています。

本年2月には、災害時における民生委員活動の在り方、医療・介護・福祉との連携の在り方について協議し、自治会や消防団を含めて連携を取ることの大切さ、住民の皆様の防災意識を高めること等が話し合われました。

今後も各関係機関との連携を取り、地域福祉を推進していきたいと考えています。

※東和地区の医療・介護・福祉・行政関係者が一堂に会し、テーマに沿って情報交換をする場。

☎福祉課 民生福祉班 ☎ 0820-77-5505



▲東和地区の活動の様子

大阪・関西万博でPR

6月10日～13日の4日間、大阪府の夢洲（ゆめしま）で開催中の大阪・関西万博会場でサザンセト地域（柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町）のPR活動を行いました。

これは、山口県と県内19市町が共同で実施した「ふくの国、山口（HAPPINESS YAMAGUCHI）」の中でブースを出展し、サザンセト地域を多くの人たちに知ってもらうことを目的としています。

催事期間中は、多くの来場者があり、準備したパンフレットやノベルティグッズも早々に無くなったため追加を行うなど、会場は大いに賑わいました。



▲サザンセト地域の出展ブース

皆さんこんにちは。地域おこし協力隊の永井です。
早いもので私がこの島に来てから7月で3年目になります。来たころは島の生活に不安しかなく、どうなることかと思いましたが、今ではムカデが出て冷静に対処できるまでに成長いたしました。
そんな私が島で一番癒されるのが自然です。地元へ帰省する際など、朝日や浮かぶ島の影など見慣れた景色はすなわにいとわてしまふのですが、そんな素敵な景観を脅かす竹害！
実は、地家室園地拠点施設では竹害の取り組みを少しずつ実施しておりまして、今まで、竹灯籠作り、ポンポラ飯、竹炭作りと、自分たちのできる範囲でやらせていただきました。特にポンポラ飯！これは竹筒を使った飯盒炊飯なのですが、ほんとにおすすめです！

地域おこし協力隊員 永井美恵子の
しましまタイムズ
SHIMASHIMA TIMES

46

地家室園地拠点施設
☎ 0820-80-4020



◀ポンポラ飯（五目御飯）

準備は至って簡単でして、竹を一節と少しの部分で切って（切るのは手間ですけど）、真ん中に穴を開け、そこに研いだ米を入れまふ。そして、火を熾した炭の上で炊くだけ！特に五目御飯がおすすめです。しかも使い終わった竹は竹炭にして、土壌改良や消臭剤としても再利用できます！
皆さんもぜひ、これからのBBQシーズンに試してみてください。
今後は、可能な竹害対策の幅を広げ、ワークシヨップを開催していく予定です。（もちろんポンポラ飯も）
竹が害だけでなく、いろいろなことに役立てられることを皆さんにお伝えできたらと思っております。また、逆にこういうのやってほしいというようなお声がありましたら是非、お声がけください。

募 集

令和8年4月1日採用
周防大島町職員採用試験

町では、職員自らが地域協働の担い手として活動するために町内へ居住することを推奨しており、こうした方針に共感を持つ人の応募を歓迎しています。

試験職種および採用予定人数
・初級行政職 5人程度
受験資格

平成7年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業または令和8年3月末日までに卒業見込みの人
受付期間

7月11日(金)～8月15日(金)
申し込み方法

次の2次元コードから受験申込サイト(パブリックコネクト)により申し込みを行ってください。会員登録(無料)が必要です。



申込サイト

※郵送及び持参による申し込み受付はありませんので、必ず前記の専用サイトから

お申込みください。

第1次試験日時・場所

9月21日(日)

・受付 午前8時30分から

・試験 午前9時から

・場所 周防大島町大島文化センター(周防大島町小松138-1)

第2次試験 11月9日予定

採用予定日

令和8年4月1日

申し込み・問い合わせ

総務課 人事行政班

☎0820(74)1000

会計年度任用職員の募集
(定住支援員)

採用予定人数 1人

勤務内容

地域住民や関係団体、行政等と連携・協力し、次の業務を行っていただきます。

・移住希望者への相談対応、情報発信

・移住フェアなどのイベントの企画・参加

・移住者の地域への円滑な定着に向けた支援

・活用可能な空家の調査・掘り起こし

・空家の多様な利活用に関する企画

・連絡会議・研修会・報告会等への参加

・その他の目的達成に資する活動

募集要件

(1)令和7年4月1日現在で満20歳以上の人

(2)普通自動車運転免許を取得している人

(3)パソコン(ワード、エクセルおよびインターネットなど)の一般的な操作やSNSを活用した情報発信ができる人

(4)心身ともに健康で、地域住民や地域団体とコミュニケーションを図りつつ、地域の活動に意欲を持って協力できる人

任用期間

9月1日～

令和8年3月31日

勤務地

周防大島町内(業務により町外での活動もあります。)

勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

勤務日 週4日(土日・祝日、12月29日～1月3日は休み)

※休日出勤は振替休日対応とします。

月額 14万8千80円(賞与あり)

申し込み方法

町のホームページからダウンロードし、A4判の白紙に印刷した登録申込書(直近3カ月以内に撮影した写真を必ず貼り付け)を、郵送※または空家定住対策課へ直接お届けください。

※「会計年度任用職員登録申込書」と朱書きした封筒へ提出書類を入れて、郵送してください。(できるだけ簡易書留で郵送してください)

提出期限 7月31日(必着)

面接等 別途、通知します。

申し込み・問い合わせ

☎742-2192

周防大島町小松126-2

空家定住対策課

☎0820(74)1033

サザンセト音楽祭

(洋楽の部) 出演者募集

開催日時

11月9日(日)

午後1時～(開演予定)

会場

サンビームやない

(柳井市柳井3670-1)

募集内容

洋楽(カラオケ、ロック等は除く)。出演時間は10分以内で出演者は15組程度を予定

応募資格

柳井市、周防大島町、上関町、平生町に在住または通勤・通学する個人および団体で、原則、一定の技術水準に達している人

応募方法

申込書に必要事項を記入のうえ、郵送または直接お届けください。申込書は、町内では各公民館・総合センターに設置しています。

応募期限

8月9日(土)(必着)

選考

応募者多数の場合は、主催者により書類選考を行います。選考結果は応募者全員にお知らせします。

申し込み・問い合わせ

サザンセト音楽祭実行委員会事務局(サンビームやない内)

☎0820(22)0111



山口県自主防災アドバイザー養成研修（基礎編）受講者を募集します

本研修は、山口県自主防災アドバイザーとして、自主防災組織の活動促進に貢献する意思のある人を町が推薦し、県が実施する防災士養成講座認定研修です。

日程

10月18日(土)、19日(日)
11日2日(月)の3日間

(3日、全て参加が必要です)

場所

Y M f g 維新セミナーパーク

定員 3人

募集締め切り 8月29日(金)

※定員に達し次第締め切ります。

防災士資格取得の条件

研修の修了者には防災士資格取得試験(研修の最終日)の受験資格が与えられます。

なお、防災士資格の取得の条件は次の通りです。

- ・3日間の研修を履修した上で、所定のレポートを提出すること
- ・研修3日目の最後に行われる試験に合格すること
- ・消防機関、日本赤十字社等が実施する救急救命講習の修了

証、受講証等(防災士認定登録申請時において5年以内に発行されたもの)を取得すること

防災士資格取得試験の費用

1万2000円(教本、受験料、登録料) ※要自己負担

申し込み・問い合わせ

総務課消防防災班

☎0820(74) 1000



申込フォーム

**警察官採用試験
警察事務職員試験**

試験区分

- ・警察官A採用試験(第2回)
- ・警察官B採用試験(第2回)
- ・警察事務職員採用試験(高校卒業程度)

受験資格

- 〔警察官A採用試験(第2回)〕
- ・平成2年4月2日以降に生まれた人
- ・四年制以上の大学を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みの人



〔警察官B採用試験(第2回)〕

- ・平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、警察官Aに該当しない人(※大学在籍者を除く)

〔警察事務職員採用試験(高校卒業程度)〕

- ・平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人

受付期間 8月12日(火)まで

申し込み方法

原則、電子申請のみとなります。詳しくは、山口県人事委員会事務局ホームページをご確認ください。

問い合わせ

- ・柳井警察署警務課
- ☎0820(23) 0110
- ・採用フリーダイヤル
- ☎0120(314) 290

防火標語を募集します

応募資格

柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住する65歳以上の人

課題(防火標語)

- ・住宅防火(特に住宅用火災警報器)に関するもの
- ・放火火災防止に関するもの
- ・火がつきにくく、燃え広がらない防災エプロンの普及に関するもの

・その他火災予防に関するもの(山火事予防に関するものは除く)

応募方法

はがきや柳井地区広域消防組合ホームページに掲載の応募用紙に作品(防火標語)、郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、生年月日、年齢、電話番号を記入のうえ、消防本部予防課まで郵送またはFAXするか、最寄りの消防署・出張所へ直接お届けください。

応募期限

10月1日(水)(当日消印有効)

その他

- ・作品は自作で未発表のもの
- ・1人2点まで
- ・金賞に入賞した標語は山口県の2次審査に提出します。

・著作権は主催者に帰属するものとします

送付先・問い合わせ

〒742-0031

柳井市南町五丁目4-1

柳井地区広域消防本部予防課

☎0820(23) 7774

☎0820(23) 4503

放送大学

10月入学生募集

10代から90代の幅広い世代、8万4千人以上の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、300以上の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

資料を無料で差し上げています。お気軽にお問い合わせください。

出願期間

・第1回 8月29日(金)まで

・第2回 9月11日(木)まで

問い合わせ・資料請求

放送大学山口学習センター

☎083(928) 2501

柳井地区広域消防組合 消防職員採用試験

試験職種および採用予定人員

- ・消防吏員 3人程度

主な受験資格

- ・平成12年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、原則として高等学校教育課程を修了した人（令和8年3月卒業見込み含む）
- ・採用後に柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住できる人

申込期限

8月15日（金）（当日消印有効）

※申し込み方法など、詳しくは柳井地区広域消防組合ホームページをご確認ください。

第1次試験日 9月21日（日）

申し込み・問い合わせ

〒742-0031

柳井市南町五丁目4-1

柳井地区広域消防本部総務課

☎0820（23）7772



相 談

木造住宅の 耐震個別相談会

住まいの耐震性に不安のある人や実際に耐震診断・改修をお考えの人に、個別に耐震診断・改修の流れや費用に係る補助制度の説明を行います。申し込み・相談料はいずれも不要です。お気軽にお越しください。

日時

7月25日（金）

午前9時～午後5時

会場 大島庁舎2階相談室3

相談員 総務課消防防災職員

問い合わせ

総務課消防防災班

☎0820（74）1000

お知らせ

ヌートリアを 見かけたら

町内の河川やため池などにおいて、ヌートリアが目撃されています。

ヌートリアは、普段は水辺

に住む動物ですが、根菜類などの被害やため池の堤に穴を掘るなどの被害をもたらすことから、町では有害鳥獣に指定し、捕獲しています。

見かけた場合は、農林水産課へご連絡ください。ご協力をお願いします。

※捕獲用のわな（箱わな）を見つけた場合は、危険なため近づかないでください。

問い合わせ

農林水産課 有害鳥獣対策班

☎0820（79）1002

就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験

病気など、やむを得ない事由により、就学義務を猶予または免除された人等に対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行うもので、合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

試験期日 10月16日（木）

試験場所

山口県庁（山口市滝町1-1）

試験科目

国語／社会／数学／理科／外国語（英語）

願書の受付期間

8月29日（金）まで

※受験資格、出願書類など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

周防大島町教育委員会

学校教育課

☎0820（78）2204

令和8年次分 蜜蜂転飼許可申請

蜂蜜などを譲渡することを

目的として蜜蜂を飼育される人、および譲渡目的外でも6群以上飼育される人は、住所地以外の場所でも蜜蜂を飼育される場合、蜜源の有効活用や競合を未然に防ぐため、山口県蜜蜂転飼条例に基づき、予め転飼場所や飼育期間を記入した「蜜蜂転飼許可申請書」を提出し、事前に許可を受ける必要があります。

提出書類

蜜蜂転飼許可申請書（農林水産課で配布しています。）

※許可を受けようとする群数に応じて手数料が必要です。

留意事項

蜜源の競合を避けるため、農林水産課への提出前に、必ず転飼先の山口県養蜂農業協同組合支部長に対して、9月12日（金）までに申請内容の確認依頼を行ってください。

提出期限 10月3日（金）

その他

手続きや手数料など詳しくは、農林水産課または柳井農林水産事務所畜産部（☎0820-22-2416）にお問い合わせください。

支部長確認印のない申請や提出期限を過ぎた申請については許可できない場合があります。

提出先・問い合わせ

農林水産課 有害鳥獣対策班

☎0820（79）1002



Uターンセミナーを開催します

島外に出られた子や孫のUターンを希望する人や周防大島町へのUターンを検討している人を対象に、Uターンセミナーを開催します。皆さまお誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

日時

8月5日(火) 午後1時～3時

場所

大島文化センター2階

(研修室1・2)

参加費 無料

特典

来場予約をされた人には周防大島エコバックをプレゼントします。

※予約していない人も当日参加可能です。

内容

- ・Uターンした先輩移住者の講話
- ・Uターン移住に活用できる制度の紹介
- ・個別相談会
- ・予約・問い合わせ
空家定住対策課
☎0820(74)1033

大島看護専門学校オープンキャンパスを開催します

看護体験や校内・寮の見学などを行います。

日時

8月2日(土)

午前10時30分～午後0時30分

対象

高校生、社会人など本校に興味がある人

申し込み方法

詳しくはホームページをご覧ください。

場所・申し込み・問い合わせ
大島看護専門学校(家房)

☎0820(76)0556



ホームページ

催し

第52回久賀土曜夜市

久賀サンロード商店街を歩行者天国にして開催します。似顔絵、バザー、フリーマーケット、金魚島カード交換会などを行います。ステージイベントには、久賀保育園、万貴音、AMM、

マウンテンマウスなどが出演します。

日時

7月26日(土)

午後6時～9時

(荒天時は、27日(日)に順延)

問い合わせ

周防大島町商工会

☎0820(79)0300

日見岩戸神舞が行われます

周防大島町無形文化財である「日見岩戸神舞」が志佐地区の夏祭りで行われます。「諸中退散」「豊年万作」「無病息災」の祈願のため8年振りに全16の舞を奉納しますので多数ご来場下さい。日見岩戸神舞は明治23年に創始され昭和52年に旧大島町で無形文化財に指定されました。

日時

7月27日(日)

午前11時～午後5時

場所

志佐地区老人憩の家前広場

問い合わせ

日見岩戸神舞保存会(笹木)

☎090・9068・4152

くか夢夏まつり2025

至近距離から打ち上げる迫力満点の夢花火、ビアガーデン、業者出店、浜崎なおこ(レプリカ)、ジョイナスバンドなどが出演するステージイベントなどを行います。

日時

8月15日(金)

午後5時30分～8時30分

(荒天時は、17日(日)に順延)

場所

山口県大島防災センター防

災公園(役場久賀庁舎前)

問い合わせ

周防大島町商工会

☎0820(79)0300

復活 盆踊り大会

日時

8月24日(日)午後5時～9時

場所

蒲野農村環境改善センター

駐車場

内容

子ども会による三浦太鼓盆踊り大会
打ち上げ花火

問い合わせ

三浦創生の会(星出)

☎090・5377・3793

第37回岩国矯正展

「社会を明るくする運動」の一環として岩国矯正展を開催します。

日時

9月27日(土)

午前9時～午後3時

場所

岩国刑務所

(岩国市錦見6丁目11・29)

内容

矯正行政の広報、刑務所作業製品展示即売、岩国プラスムジーク、和太鼓集団「源」演奏、岩国高校坂上分校神楽クラブ演舞、けんしん幼稚園および川西保育園による発表会、パトカー・白バイ・消防車の展示、飲食等の移動販売車等(飲食スペースあり)
※出演者については、変更になる場合があります。

問い合わせ

岩国刑務所矯正処遇部門

☎0827(41)0138

暮らしの相談（7月21日～8月20日）

相談所

相談	日時		場所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35)	○差別、いじめ、嫌がらせ等の相談 ☎山口地方法務局 岩国支局 ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	8月 1日(金)	9:30～11:30	久賀総合センター	○差別、いじめ、嫌がらせ等の相談 ☎福祉課 民生福祉班 ☎ 77-5505
育児相談	7月24日(木)	10:00～11:30	しまとぴあスカイセンター	○お子さんの発育・発達や食事等の相談 ☎福祉課 こども家庭班 (こども家庭センター) ☎ 77-5508 ※助産師による相談あり
	8月 8日(金)		たちばなケアプラザ	
	8月19日(火)		久賀福祉センター※	
こころの相談	8月 1日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター	○要予約 ☎健康増進課 健康づくり班 ☎ 73-5504
認知症相談	8月 4日(月)	9:00～12:00	日良居庁舎	○相談日以外も可能 ☎地域包括支援センター ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	久賀総合センター	○要予約 ☎岩国年金事務所 ☎ 0827-24-2222

税務相談

相談	日時	備考・問い合わせ等		
個人相談 (所得税・消費税等)	相談日時は、 個別にお問い合わせ ください。	○要予約 ☎柳井税務署 ☎ 0820-22-0277	音声案内「2」→	「5」
資産相談 (相続税・贈与・譲渡)				「6」
法人相談 (法人税・消費税・源泉所得税・印紙税等)				「7」「8」

電話相談

相談	時間	電話番号
国税に関する一般的な相談 (電話相談センター)	8:30～17:00	☎ 0570-00-5901
救急医療電話相談	こども (15歳未満) の相談	19:00～翌8:00 # 8000 (利用できない場合 ☎ 083-921-2755)
	おとな (15歳以上) の相談	毎日24時間 # 7119 (利用できない場合 ☎ 083-921-7119)

※緊急・重症の場合は、迷わず119番してください。

10月5日 (日) 開催！

2025 サザンセト・ロングライド in やまぐち 参加者募集中！

周防大島町など、柳井広域1市4町を自転車で走る「2025 サザンセト・ロングライド in やまぐち」が10月5日(日)に開催されます。この大会はタイムを競うレースではなく、制限時間内で多島美を誇る瀬戸内海や山麓の美しい景観を楽しみながらコースをめぐるサイクリングイベントです。

皆さまのご参加をお待ちしています。

発着地 アデリーホシパーク
(柳井ウェルネスパーク)

コース 柳井市、周防大島町、上関町、平生町、田布施町をめぐる125kmのコース。

募集人数 600人

参加費 12,000円

申込方法 8月31日(日)までに、サザンセト・ロングライド in やまぐち大会公式ホームページからお申し込みください。

問い合わせ
サザンセト・ロングライド in やまぐち実行委員会
事務局 (柳井商工会議所)
☎ 0820-22-3731

しっちょる？ やっちょる？ 健康づくり！

～「ちょび塩」でおいしく運動・活動で元気に！～ No.136

“腸活”で減塩・血圧管理

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

最近話題の「腸活」。腸には脳に次ぐ数多くの神経細胞が集まっており、「第二の脳」とも言われ、体質や性格、全身の健康と深く関わっていることが分かってきました。

5月に開催された、第38回大島医学会公開講演会でも、「健康の土台をつくる腸内細菌の科学」と題した講話の中で、減塩しても血圧が下がらない要因に腸内環境が影響しているとの報告もありました。そこで今回は、腸内環境と血圧について紹介します。

腸内環境の乱れで上がる血圧！

京都府立医科大学内藤裕二教授によると、日常的に食塩を多く摂っていると大腸内の塩分濃度も高くなり、高塩分の中で生き続ける腸内細菌が定着し、いざ減塩してもなかなか血圧が下がらないとのこと。これは、腸内細菌が血圧を上げるように働きかけているためとも言われています。

実際の研究でも、高血圧患者の腸内細菌を無菌のマウスの腸内に移植すると、食事や運動量は変えていないのに、血圧が上昇したそう。

このように、血圧を上げる腸内細菌がいないと、血圧を下げる薬を飲んでも効果が出にくい可能性もあるそうです。

血圧を上げる細菌が棲みにくい腸内環境を整えるためにも、日頃から減塩することをお勧めします。

便秘改善で血圧上昇を抑える！

“腸活”することは便秘解消にもなります。排便時にいきむと、収縮期血圧が280 mm Hgくらいまで一気に上がってしまうこともあり、トイレで脳卒中を起こす人も少なくありません。便秘解消で血圧の上昇や全身の血管への大きな負担を和らげましょう。

高血圧予防としての「腸活」にも、ぜひ挑戦してみてください！

高齢者が安心して健康に暮らせる地域を目指して



地域包括支援センター

保健師 安野 里菜

☎ 0820 (73) 5506

はじめまして。私は今年4月から周防大島町役場に入職し、地域包括支援センターで新人保健師として働いています。今年度は認知症に関する事業を担当しており、認知症サポーター養成講座や高齢者の家庭訪問などで、地域の皆さんにお会いした際の温かい言葉や笑顔に支えられ、いつも元気をもらっています。

私が保健師を目指すきっかけとなったのは、看護実習で担当した患者さんの「病気になる前から初めて、普段の生活が何事もなく過ごせることのありがたみを知った」という言葉でした。たとえ病気になるっても、年齢を重ねても、住み慣れた場所で自分らしく健康に暮らせることは、本当に幸せでありがたいことであると、あらためて強く感じました。

このような経験から健康の保持増進や病気の予防など、地域で暮らす人を健康面からサポートできる保健師を目指しました。いきいきとした生活を送

るためには、心と体が健康であることがとても大切です。皆さんが心と体の健康を保ちながら、いつまでも元気に暮らし続けることができるよう、健康づくりのサポートに努めていきたいと思っています。皆さんの暮らしの様子や地域のことをこれからたくさん知っていきたいと思いますので、お会いした時には声をかけてくださると嬉しいです。

地域包括支援センターは、高齢者が安心して生活ができるよう介護・医療・福祉・保健に関する相談をお受けする総合相談窓口です。介護や健康、暮らしの面でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。



周防大島町が運営する住民参加型のローカルテレビ。毎週火曜に番組の更新を行い、6時～24時まで繰り返し放送！放送した番組のDVDは図書館で貸し出しを行っています。一部の番組はYouTubeで視聴もできます。

周防大島チャンネルはケーブルテレビアイ・キャンに加入することでご覧になれます。ケーブルテレビ新規加入促進補助金も適用されます。詳しくはアイ・キャン（☎0120-189234、携帯電話の方は☎0827-22-5678）にお問い合わせください。

7月22日～28日



島暮ら荘へようこそ～島移住の物語～

第2回「島で起業する移住者たち②」

周防大島に移住した人々の“島移住”の物語を紐解いていきます。第2回のゲストは、道の駅のチャレンジショップで起業した2組の移住者さんです。



島景色～周防大島の風景を巡る～

第48回「西方その3～下田～」

周防大島の何気ない日常を届ける番組。むかし養蚕が盛んで製糸工場もあった西方の下田地区を巡ります。

7月29日～8月4日



大島郡俳句協会番組

俳句ポストつとむ君【第四十四回】

「俳句ポスト」に投句された俳句を紹介。今回は令和7年1月～3月投句分を紹介します。

お元いきいき体操

《久賀地区「あかね会」＆橘地区「さわやかサロン」で一緒に体操編》をお届け。

8月5日～11日



戦後80年 戦争体験談を傾聴継承する集い

戦争の記憶を風化させないため、戦争という過ちを二度と繰り返さないため、開催された講演会です。シベリア抑留を経験した岡本次郎さんや、原爆によるきのこ雲を目撃した尾野榮明さんが、当時の記憶を語りました。

8月12日～18日



少年が見た戦時中の周防大島

今年で戦後80年。棕野在住の河村勤さんは、終戦時は小学4年生でした。戦時中の島暮らしを少年の目線で語っていただきました。

アイ・キャン ニュースダイジェスト

7月に放送した周防大島町のニュースを一挙放送。

8月19日～25日



ゴミ拾い仙人「吉川充秀 講演会」

中学1年生の笠原颯愛さんが企画した「ゴミ拾い仙人」こと、吉川充秀さんの講演会。ゴミ拾いをしながら世界中を旅する吉川さんが、活動を通して感じた「上機嫌な人生」や人々との出会い、新たな町づくりの提案などを話しました。

今月の納期

【第2期分】 固定資産税

【第1期分】

国民健康保険税（普通徴収）

介護保険料（普通徴収）

後期高齢者医療保険料（普通徴収）

納期限 7月31日(木)

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

休日在宅当番医 9:00～17:00

日にち	医療機関	連絡先
7月21日(月)(祝)	安本医院	☎ 73-0822
7月27日(日)	しまかぜ在宅支援診療所	☎ 78-2533
8月3日(日)	山中医科歯科クリニック	☎ 72-0152
8月10日(日)	おげんきクリニック	☎ 74-2490
8月11日(月)(祝)	川口医院	☎ 78-0306
8月17日(日)	正木内科医院	☎ 77-0021
通年	大島病院	☎ 74-2580
	東和病院	☎ 78-0310

人のうごき（6月1日現在）※増減は前月比

人口	13,344人（-28）	増：出生 1人
男	6,241人（-7）	転入 29人
女	7,103人（-21）	減：死亡 25人
世帯	7,908戸（-14）	転出 33人

8月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
骨髄ドナー登録	8月5日(火)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査		10:00～10:30
風しん抗体検査		10:30～11:00
HIV抗体検査		13:30～15:30

※無料、要予約（前日までに電話予約）

☎柳井健康福祉センター ☎ 0820-22-3631

広報すおう大島6月号22ページの「情報公開・個人情報保護制度の運用状況」記事に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

審査請求件数

〈誤〉▶教育委員会 0件、農業委員会 1件

〈正〉▶教育委員会 1件、農業委員会 0件

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

暮らしの便利帳（第2版）を お届けしています

周防大島町と株式会社サイネックスでは官民協働事業として、町内事業所の皆さまに協賛をいただき、役場庁舎の案内や窓口での各種手続き、制度の紹介などの行政情報をはじめ、歴史や文化、地域情報を掲載した「暮らしの便利帳（第2版）」を発行し、町内の皆さまのご家庭にお届けしています。

暮らしの便利帳は株式会社サイネックス・ネットワークがお届けしています。7月末までに届かない場合は政策企画課または各総合支所・出張所へご連絡ください。

問い合わせ 政策企画課 地域振興班
☎ 0820-74-1007

